第277号

(2－2)

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 2月20日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤特定市民農園の評価方法

Q：特定市民農園の用地として貸し付けられている土地の相続税評価は、どのように評価すればいいのでしょうか。

A：特定市民農園とは、自治体で整備が進められている市民農園のうち、一定の要件を満たすものとして、農林水産省及び建設省が認定したものをいいます。

この特定市民農園の相続税における評価について、このほど、国税庁より通達が出されました。

通達によりますと、特定市民農園の用地ととして貸し付けられている土地の評価は、財産評価通達により評価した通常の評価額の70%で評価をすることとされています。

ただし、適用の対象となる特定市民農園は次の事が要件となっています。

① 条例により設置される市民農園であること。

② 市民農園内に設けられる建築物の建築面積の総計が、市民農園の敷地面積の100分の12を超えないこと。

③ 市民農園の開設面積が500㎡以上であること。

また、申告の際には、特定市民農園である旨の証明書が必要になります。

この取り扱いは、平成7年1月1日以後の相続、遺贈、または贈与により取得したものについて適用されます。